

改正

令和 8 年 1 月30日杉並第57025号

杉並区入札及び契約の過程等に係る苦情処理手続要領

(目的)

第 1 条 この要領は、杉並区が発注した工事請負契約又は委託契約案件について、入札及び契約の過程等に係る情報を公表又は通知した結果、その入札及び契約等の利害関係者のうち情報の公表内容等を不服とする者（以下「申立者」という。）から苦情申立てがあった場合の処理手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第 2 条 苦情申立ての対象は、予定価格が200万円を超える工事発注案件及び100万円を超える委託案件とする。

(利害関係者及び苦情申立ての範囲)

第 3 条 利害関係者及び苦情申立ての範囲は別表に定めるとおりとする。

(苦情申立ての方法)

第 4 条 申立者は、次に掲げる期間内に契約事務担当者等に説明を求め、その説明に不服がある場合、申立書（第 1 号様式）により総務部経理課長（以下「課長」という。）に苦情申立てを行うことができるものとする。

(1) 別表の(1)のア及び(1)のイの(ア)に掲げる苦情にあつては、申立者が入札参加資格がないとの通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（杉並区の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条第 1 項に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 別表の(1)のイの(イ)に掲げる苦情にあつては、区が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

(3) 別表の(1)のウ及び(2)に掲げる苦情にあつては、契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者が、その旨の通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

(4) 別表の(3)に掲げる苦情にあつては、利害関係者が工事成績評定の通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）

(苦情処理の事前審査)

第 5 条 課長は、申立書を受理した場合、苦情申立てについて事前審査を行う。

2 課長は、苦情申立ての回答書（第 2 号様式。以下「回答書」という。）案、申立書及び関係資料等並びに所管課の意見を聴取して、審査決定するものとする。

(事前審査結果の回答)

第 6 条 課長は、事前審査の結果を、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、再苦情の申立てができる旨を明記した上で、回答書により申立者に回答する。ただし、苦情件数が多数に上る等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長することができる。

(苦情申立ての却下)

第 7 条 課長は、次の場合に苦情申立てを却下することができる。

(1) 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合

(2) 苦情申立て事由又は内容が当該入札・契約等と無関係と認められる場合

(3) 苦情申立ての資格が客観的かつ明白に適格を欠くと認められる場合

(4) その他、苦情申立てに合理的な理由がないと認められる場合

2 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に回答書により行う。

(委員会への付議)

第 8 条 事前審査の結果、第 6 条の回答書を受理した申立者のうち、回答書による説明に対して不満があるものは、回答書を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、再度、書面（第 3 号様式）により区長に対して苦情を申し立てることができる。

2 申立てを受けた区長は、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）に対し、速やかに審議を依頼する。

（委員会への提出資料）

第9条 委員会へ提出する資料は、議案（第4号様式）並びに申立者からの苦情申立書類、当該申立てに係る契約関係資料一式及び参考資料とする。

（委員会への苦情申立ての却下）

第10条 区長は、次の場合に、委員会への苦情申立てを却下することができる。

- （1） 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われたもの
- （2） 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- （3） 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

2 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に回答書（第5号様式）により行う。

（審議結果の通知）

第11条 区長は、委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に、申立者に結果を回答する。

（入札手続の執行）

第12条 苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

（苦情処理結果の公表）

第13条 区長は、申立者に回答を行ったときには、その概要（第6号様式）を公表する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月30日杉並第57025号）

- 1 この要領は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領の規定は、施行日以降に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表

種別		利害関係者	苦情申立の範囲
(1)一般競争入札	ア 一般競争入札	入札参加資格がないと判断された当事者	入札参加資格がないと判断された理由
	イ 総合評価一般競争入札	(ア)参加を表明する書類を提出した者のうち、入札参加資格がないと判断された通知を受理した者	入札参加資格がないと判断された理由
		(イ)非落札者	非落札理由
	ウ 低入札価格調査制度	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
(2)指名競争入札	低入札価格調査制度	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
(3)工事成績評定		区から工事成績評定の通知を受けた者	工事成績評定点等

様式 略